

「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正（平成26年6月20日公布／平成27年4月1日施行）され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとされた。

1 大綱の定義

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である。

2 大綱の策定に関する基本的な考え方

大綱の策定について、地方公共団体において、既に教育振興基本計画（以下「計画」という。）を定めている場合、その中の目標や施策の根本となる方針を大綱として位置付けることができるものとされているが、本町の計画は未策定である。

よって、計画を策定して、大綱に位置付けるまでの間、山元町教育委員会が年度当初に策定する山元町教育基本方針の教育重点施策をもって、大綱に位置付けるものとする。

3 大綱（案）

資料2-2のとおり

4 計画の策定スケジュール（予定）

平成27年5月25日 第1回総合教育会議：計画策定スケジュールを確認

平成27年10月下旬 第2回総合教育会議：計画（案）を協議

平成28年度 計画を策定し、大綱に位置付ける